

廣瀬爽彩さん死亡事件 調査報告書

——第三者との接触の有無について——

2021年10月

長澤 正嘉

1. 調査目的

本調査は、北海道旭川市において、2021年2月13日に行方不明となり、同年3月23日に遺体となって発見された廣瀬爽彩さん（当時14歳）の死亡事件について、行方不明となってから遺体となって発見されるまでの経緯と真相を明らかにすることを目的とする。

2. 調査概要

- 調査主体： 長澤 正嘉 （個人）
〒960-8032 福島県福島市陣場町 5-4
- 報告先： 公衆
- 調査対象： 廣瀬爽彩さんが行方不明となってから遺体となって発見されるまでの本人の身体または意識に影響を与えうる構成要素。
- 調査期間： 2021年5月～2026年4月（予定）
- 調査手法： 文献調査（公文書、インターネット上の公開情報を含む。）
※現地踏査、インタビュー調査、化学的・工学的手法等、その他の調査方法については、新型コロナウイルスに関する状況及び今後の調査状況を踏まえて判断する。

3. 調査結果

以下、調査結果について記載する。

なお、今回の調査報告書では、廣瀬爽彩さんが2021年2月13日に行方不明となってから同年3月23日に遺体となって発見されるまでの間に、廣瀬爽彩さん本人に対し、「第三者¹による接触があったか否か」に焦点を絞って記載している。

¹ ここでは、廣瀬爽彩さん本人及び監護者以外の者を指す。

(1) 変遷事項の整理と死亡場所

行方不明となってから遺体となって発見されるまでの主要な変遷事項は表 1 の通りである。

表 1. 行方不明から発見までの主要な変遷事項

	行方不明時		発見時
時間的変遷	2021年2月13日	→	2021年3月23日
空間的変遷	自宅	→	永山中央公園
生死に関する変遷	生存	→	死亡

(出所) 廣瀬爽彩さん行方不明チラシ(3種)、
文春オンライン、NHK NEWS WEB、UHB ニュース等、本件報道各社記事(「永山中央公園」については画像及び映像より)

変遷事項の中で最も重要なことは、行方不明時に「生存」していた廣瀬爽彩さんが、発見時には「死亡」していたという事実である。これは、時間的には2021年2月13日から同年3月23日までの期間に、空間的には自宅から永山中央公園までの経路不明の移動を行った間に死亡したことを指す。

このことは、死亡日時を一定の期間内に限定しているとともに、死亡場所については特定どころか範囲も限定されていないことを示す。ところが、ここに「第三者による接触があったか否か」という条件を付加すると、一挙に死亡場所が特定されるケースが出てくることが分かる。すなわち、第三者による接触・介入が無ければ死亡場所は遺体発見場所と同一となり、永山中央公園に特定されるからである(図1)。



図 1. 第三者との接触の有無による死亡場所の特定

(2) 死体検案書に記入された死亡時刻

廣瀬爽彩さんの死亡に関しては、検案が行われており、死体検案書が作成されている。医師法第20条において、医師は「自ら検案をしないで検案書を交付してはならない」とされており、死体検案書は原則として²客観的事実を記入することになっている。このため、死体検案書は「人間の死亡を医学的・法律的に証明する文書」とされる。このようなことから、死体検案書に記入された死亡時刻（死亡時期）をもとに死亡日時を推定することは、一般的には信頼度が高く、有効である。

しかしながら、廣瀬爽彩さんの死体検案書については、その一部に不実情報（事実ではない情報）が記入され、発行されていたことが、2021年8月20日及び21日の共同通信、北海道放送、TBS等メディア各社の報道により明らかになった³。この死体検案書は、その後遺族の指摘を受けて当該不実情報の訂正が行われているが、こうした経緯があることから、廣瀬爽彩さんの死体検案書は他の死体検案書に比較すると信頼度は低い。

このため、その利用にあたっては、慎重な取り扱いが必要であり、項目毎の信頼度を十分に検討した上で利用することが求められる。

次頁に、廣瀬爽彩さんの死体検案書の一部抜粋を示す（表2）。

² 例外的に、死体検案書の中で「外因死の追加事項」欄には伝聞又は推定情報の記入が認められている。「外因死」とは病気による死亡以外の死亡を指すもので、中毒・事故・自然災害などによる傷害の発生状況を警察から医師に伝えるために「伝聞・推定情報」の記入が認められているものである。また、「死亡の原因 手術」欄にはカッコを付して伝聞による情報を記入することが認められている。

³ 今回、不実情報の記入が行われた廣瀬爽彩さんの死体検案書に係る検案・剖検には、北海道警察と旭川医科大学が関与している。旭川医科大学の説明によれば、北海道警察が推定情報（当該不実情報）を旭川医科大学に提供し、それを旭川医科大学がそのまま死体検案書に記入したということである。具体的には、「統合失調症」という本人が罹患していない疾病名が、死体検案書の「死亡の原因 II」欄に記入されていた。問題点は2つ挙げられる。1つ目として、警察から提供された既往歴の情報が「死亡の原因 II」欄に記入されることは一般に良く見られるが、II欄は死因の究明に影響を及ぼしうる項目であるため、本来は通院先の担当医師に照会するか、少なくとも家族から確認を取った場合でなければ、「人間の死亡を医学的・法律的に証明する文書」としての意義を損なう。2つ目は、なぜ警察が疾病名を推定して、その推定情報を医師に提供したのかである。推定情報が認められているのは「外因死」に関する情報のみであり、疾病名に関しては、検案に基づかない推定情報の記入は認められていない。ましてや医師ではなく警察が疾病名を推定することなど、死体検案書の主旨に著しく反する。今回の「不実情報の提供」が警察の故意によるものであったかどうかは定かではないが、少なくとも、「疾病名の推定情報の提供」は医師による死因の究明を誘導する危険性があることを警察は十分認識しているから、この面では警察による「疾病名の推定情報の提供」は故意責任を生じる。すなわち、北海道警察は旭川医科大学の医師による公務（検案）の正確な執行を故意に妨害したことになる。

表 2. 廣瀬爽彩さんの死体検案書の一部抜粋

死亡したとき (注1)	令和3年2月中旬頃
死亡したところ	××××公園 (発見) (注2)
直接死因	偶発性低体温症
発病 (発症) または受傷から死亡までの期間	短時間
解剖	有 <主要所見> 直接死因となる外傷 (－) 窒息 (－) 疾病 (－) 薬物血中濃度は治療域 胃粘膜下出血 (注3) 尿貯留
死因の種類	その他及び不詳の外因

(注1) 出所では「死亡した時」と記載されていたが、厚生労働省の「死亡診断書 (死体検案書) 記入マニュアル令和3年度版」に基づき、「死亡したとき」に記載変更した。

(注2) 公園名は、出所では伏字とされている。

(注3) 出所では、死体検案書の重要部分のみ抜粋した内容が箇条書きにされており、その中には「胃粘膜下出血」の記載はない。しかし、同出所の中で、千葉大学大学院法医学教室の岩瀬博太郎教授がこの死体検案書の内容解説を行っており、その解説の中で「胃粘膜下出血」についても死体検案書への記載があることを前提とした解説が行われている。このため、原典には当該所見の記載があったものと判断して、記載を追加した。

(原典) 廣瀬爽彩さん死体検案書

(出所) 文春オンライン特集班『娘の遺体は凍っていた 旭川女子中学生イジメ凍死事件』、文藝春秋、2021年9月10日より抜粋し作成。

上記によれば、廣瀬爽彩さんの死亡時刻は、「令和3年2月中旬頃」とされている。これを死亡日時として採用する前に、まず、死体検案書の「死亡したとき」欄に不実情報が入り込む可能性について検討する。

「死亡したとき」欄は、死体検案による死亡時刻の推定によって記入される。一般には、直腸温降下、死後硬直と緩解、組織・器官毎の自家融解、腐敗などのさまざまな死体現象から死後経過時間が推定されるが、凍死（偶発性低体温症による死亡）の場合、これらの死体現象は寒冷暴露の影響を大きく受けやすく、推定は必ずしも容易ではない。

一方、検案における死亡時刻の推定には本人に関する周辺情報も考慮されることになっているため、今回の場合、当然のことながら、2月13日に旭川市内で行方不明になったという情報を取り込んだ上で死亡時刻の推定が行われていることになる。こうした周辺情報に、不実情報の入り込む余地がある。

例えば、「本人は遺体として発見されるまで誰とも接触していないことが判明している」あるいは「本人が書いたと思われるメッセージが SNS に投稿されており、本人が遺書として書いたものであることが確認された」などという不実情報が警察から医師に提供された場合等である。

その場合、医師は、行方不明当日の気温、本人の体格や服装、回避行動をとる可能性、雪面への接触などを考慮し、「行方不明当日に数時間以内に死に至ったであろう」という予断⁴を含んだ上で検案に臨んでいたとしても不思議ではない。実際、「統合失調症」という不実情報が医師に提供されているので、「回避行動をとる可能性」は過小評価されているはずであり、このことが死亡時刻や死因等の推定に全く影響を与えなかったとは言い難い。

以上のことから、死体検案書の「死亡したとき」欄に記入された死亡時刻は、不実情報に汚染されている可能性を否定できず、そのまま採用することはできない。

⁴ 断定さえしなければ、「予断」自体は決して悪いことではない。実際、検案にあたっては、予断を行った上でないと発見できないような所見も多い。問題なのは、不実情報によって予断が歪められる場合である。

(3) 気象条件等に基づいた死亡日時

廣瀬爽彩さんが行方不明となった当日の夜、すなわち、2021年2月13日の夕方から翌朝までの気象条件がどのようなものであったのか、以下に確認する(表3)。

表3. 行方不明当日夜から翌朝までの気象条件

2月13日	気温 (°C)	湿度 (%)	風速 (m/s)	2月14日	気温 (°C)	湿度 (%)	風速 (m/s)
17時	-0.7	78	1.8	1時	-4.6	92	0.6
18時	-1.8	83	1.0	2時	-4.0	91	0.8
19時	-3.0	89	0.5	3時	-3.8	91	0.1
20時	-3.8	91	0.3	4時	-3.6	91	0.2
21時	-4.8	93	0.5	5時	-3.8	91	0.5
22時	-4.7	93	0.0	6時	-3.8	92	0.2
23時	-5.2	93	0.1	7時	-4.6	94	0.0
24時	-5.0	91	1.0	8時	-4.1	92	0.3

(出所) 気象庁「過去の気象データ」、旭川 2021年2月13日・14日(1時間ごとの値)より抜粋して作成。

気象庁のデータによれば、2月13日17:00から翌日2月14日8:00までの間、気温 -0.7°C ～ -5.2°C の範囲、湿度78%～94%の範囲、風速0.0 m/s～1.8m/sの範囲にある。また、この間、降水量は観測されておらず、降雨・降雪ともに見られていない。この傾向は、旭川観測地点に隣接する比布・東川・東神楽の各観測地点においても同様であり、広域的な気象状況であったとみられる⁵。

⁵ 旭川市域は広範に及ぶため、市内の各地区によって気象状況に差異が生じやすい(例えば、春光台地区は、市域西部の丘陵地域にあり冬季季節風の影響を受けやすいことから、例年冬季は降雪量・積雪量が市街地部の地区より大きく気温も低い傾向にある)。表3に示した旭川観測地点は、遺体発見場所のある永山地区に隣接する地区にはあるものの、このような気象状況を勘案し、永山地区に近い市外の周辺自治体にある観測地点のデータについても調べ、当時の気象状況の概況が広域的に同様であったことを確認した。

一般に、凍死（偶発性低体温症による死亡）は氷点下の外気温にさらされることによって起きると思われがちであるが、実際には、気温のみではなく、さまざまな発生条件が重なることによって引き起こされる。事実、気温 10℃以上でかつ屋内であっても凍死は起こりうるし、逆に気温 -20℃であっても着衣の防寒機能が充実しており身体状態が良好な成人であれば長時間の生存が可能である。

行方不明当日の夕方から翌朝までは、気温が -0.7℃～-5.2℃と常に氷点下にあった。この気象条件下では、自宅を出て間もなく、外気温による体温低下を視床下部が感知し、熱放散を防ぐための血管収縮が起き、熱産生のためのシバリング（ふるえ）が起こっていたと考えられる。すなわち、気温の面からは、偶発性低体温症が発症し、これが進行する可能性は十分に認められる気象条件であったと言える。一方、降雨・降雪が無く風速も強くないことから、気化熱を奪われることによる体温低下は当初限定的だった可能性がある⁶。

次に、気象条件以外の偶発性低体温症の発生条件についてであるが、本人は当時 14 歳であり、体温調節機能が成人と異なり未完成である。身長は 160cm 程度と年齢に対する体格は大きい方だが、行方不明前は長期間にわたり家に引きこもりがちであったため体力が十分ではない。さらに、夕食前の夕方に行方不明になったことから、体内の食物消化に伴う熱産生はすでにピークを過ぎて下降過程にあると考えられ、また、現金を所持していなかった⁷ために新たな食物摂取ができない状態にあった。そして、決定的なこととして、行方不明当時、家から防寒上着を持って出てはおらず、発見時に T シャツとパーカーに薄手のパンツという極めて軽装状態にあった⁸ことが挙げられる。

この着衣の防寒機能不足をはじめとする本人の状態と当時の気象条件では、屋内退避を行わなかった場合、厳しい寒冷暴露の中で深部体温を維持することは困難であり、行方不明後まもなく偶発性低体温症に陥り、不可逆的に深部体温が低下して数時間で凍死に至ったものと考えられる。少なくとも、2月13日夕方から2月14日朝までの14～15時間の間、この条件下で深部体温を維持することは、現実的にみて不可能である。

⁶ 本人が川に入ったり、水に濡れたりした場合には、この限りではない。なお、偶発性低体温症が発症・進行することにより歩行困難となって雪面に横臥し接触した場合には、皮膚への接触または着衣の浸潤に伴う体温低下のリスクも大きくなる。

⁷ 文春オンライン特集班『娘の遺体は凍っていた 旭川女子中学生イジメ凍死事件』、文藝春秋、2021年9月10日

⁸ 文春オンライン特集班『娘の遺体は凍っていた 旭川女子中学生イジメ凍死事件』、文藝春秋、2021年9月10日

では、もし屋内退避を行っていた場合にはどうであろうか。もちろん、寒冷暴露から十分に避難できる屋内退避であれば、2月14日以降も生存できていた可能性は高い。

以下に、屋内退避方法（退避先）を類型化し、2月13日の夜に取ることができた屋内退避方法について、各々の生存可能性を示す。

表4. 2月13日に取ることができた屋内退避方法の生存可能性

第三者との接触があった場合	公共施設	市営施設、町内会館等	⇒	△
	民間施設	インターネットカフェ、飲食店、ホテル、民家等	⇒	○
第三者との接触が無かった場合	公共施設	公園等のトイレ、駅待合室	⇒	×
	民間施設	企業の倉庫等、民家の車庫等、コンビニエンスストア	⇒	×
	本人造作	かまくら（注3）	⇒	×

(注1) ○：可能性あり、△：やや可能性あり、×：可能性なし

(注2) 寺社の軒下などは、屋内退避とは言えず、外気による寒冷暴露からの避難にはならないため、表には含めていない。

(注3) 屋内退避を行えたとしても、寒冷暴露からの避難を十分行えない場合には「×」としている。

(注4) 「かまくら」については、検討した結果、2月13日に本人がこれを造作すること自体が条件的に不可能であったため、「×」としている。

まず、「第三者との接触があった場合」について見れば、基本的には屋内退避が可能となる。当該第三者によって、廣瀬爽彩さん本人に対し、退避先が提供されうるからである。以下、退避先を類型毎に見る。

公共施設には、市民文化会館、地域活動センター、地区センター、住民センター、公民館、学校、図書館、町内会館など様々な施設が挙げられるものの、いずれも通常は深夜帯（22:00以降）に一般開放しているものではない⁹。また、非常時の緊急退避先としての深夜利用がなされたとすれば、この時点で、市な

⁹ 災害時に避難所としての利用がなされている場合には、この限りではない。

どの施設管理者から警察に連絡が行くはずである。すなわち、もし公共施設が退避先であった場合には、第三者が正規ではない方法（無断侵入、鍵の不正使用など）によって廣瀬爽彩さんを施設内に誘導したものと考えられる。なお、この場合は、第三者が善意で退避させたかどうかは疑わしく、暖房を使用できていない恐れもあるため、生存可能性としては「やや可能性あり」ととどめている。

民間施設には、インターネットカフェ、飲食店¹⁰、ホテルなどがあり、第三者が料金（施設使用料、飲食代、宿泊料金等）を提供することによって、簡単に寒冷暴露から避難することが可能となる。また、第三者が自宅へ宿泊させるなどの方法を取ることで屋内退避することも可能である。したがって、廣瀬爽彩さんが2月13日の夜に屋内退避を行って2月14日以降も生存していたという場合には、2月13日の夜に本類型を取った可能性が最も高い。

次に、「第三者との接触が無かった場合」について確認していく。第三者との接触が無かった場合には、本人は中学生であること、体力が十分ではないことなどを踏まえれば、本人が取ることでできた屋内退避方法はかなり限定される。以下、類型毎に確認する。

公共施設について見れば、一般の箱物施設¹¹では、前述した通り深夜帯に正規の利用ができるものではなく、本人が夜間に単独で無断侵入できるものでもない¹²。一方、深夜帯でも利用可能な公共施設としては、公園や道の駅などのトイレが挙げられる。旭川市内には24時間利用可能なトイレがあり、深夜帯の利用に対応している。しかし、公園のトイレは冬季に閉鎖されているものが多く、また、開放されているトイレがあっても、通常は外気温とほとんど差が無いことから、実質的には寒冷暴露からの避難とはならない¹³。トイレの中に暖房が入っている場合や「道の駅あさひかわ」のように施設内部に開放型トイレが設置され暖房が効いている場合にはこの限りではないが、一般にこうしたトイレには他の利

¹⁰ 旭川市内には、24時間営業の飲食店（チェーン店、個店ともに。）が見られる。

¹¹ 会館やホールなど、内部に人が滞留することを前提として造られる箱型建物の施設。特に自治体が造るものを指す場合が多い。

¹² 第三者が介在していれば、侵入に関する技術を持っていたり、侵入後の形跡を消したりすることなどが可能となる。

¹³ 公園のトイレは、体温低下の一要因となる風から避難するためにはある程度有効である。ただし、2月13日夕方から2月14日朝までは強い風は吹いていないため、今回の場合は有効な退避先とはなっていない。

用者もあり、深夜であっても保安のための管理体制は整っているため、長時間の滞留は困難である。

公共交通機関における施設としては、駅待合室がある。JR 北海道によれば、旭川市内の駅待合室のうち、旭川駅及び永山駅には冬季に暖房が入っている。ただし、冬季は終電後から午前 5 時までは施錠されており利用することはできない。また、市内のその他の駅はすべて無人駅であり、駅待合室には暖房は設置されていない¹⁴。ただし、こちらは終日開放されており、夜間の利用も可能である。

もし、無人駅の暖房の無い駅待合室で一晩を過ごしたとすると、先に述べた公園のトイレほどの寒冷暴露ではないものの、当時の気象条件下では、やはり外気温近くまで室温が下がるとみられるため、一人で 14～15 時間生存し続けることは困難と考えられる。

そこで、旭川駅または永山駅の駅待合室で午前 0 時前後まで暖を取り¹⁵、その後無人駅の駅待合室に移動して朝まで耐え忍んだケースについても検討した。この場合でも、本人の状態からみて、少なくとも偶発性低体温症には陥ったであろうから、朝には動けない状態となっていたと推察される。したがって、駅待合室を退避先として利用した可能性はここで消えてしまう。

民間施設についてはどうであろうか。企業の倉庫などで、夜間も施錠がなされていない所を偶然見つけ、そこに退避した場合を想定する。こうした施設は、公園のトイレや無人駅の駅待合室と同様に外気温の影響を強く受けると考えられる。このため、寒冷暴露からの十分な避難とはならない¹⁶。このことは、民家の車庫や、施錠されていない民家の物置¹⁷などを退避先とした場合にも、同様である。

¹⁴ 数年前までは無人駅でも駅待合室に暖房を設置している所があった。今年に入ってから（2021 年 1 月以降）は駅待合室に暖房を設置している無人駅は旭川市内には無い。

¹⁵ この場合、旭川駅または永山駅の駅待合室に少なくとも数時間以上の滞留を行っていたことになるから、多くの利用者または駅員からの目撃情報があつてしかるべきである。

¹⁶ 旭川市内には、人が滞留することを前提として、断熱仕様等を施した倉庫も見られる。この場合には、寒冷暴露からの避難となりうるが、一般にこうした倉庫には夜間は施錠がなされている。

¹⁷ 物置の中に衣類（特にスキーウェアなどの防寒着）や寝袋などが入っていた場合には、偶発性低体温症を免れる可能性が出てくる。ただし、それは、廣瀬爽彩さんが民家の物置を偶然にも退避先を選び、偶然その物置が施錠されておらず、偶発性低体温症が進行する前の夜の早い時間帯に家人に見つからずに物置に侵入することができ、さらに、施錠されていないにもかかわらずその物置内には偶然にも衣類等が入っており、その量と質は偶然にも防寒に十分な内容で、しかも、本人がそれを無断使用することに躊躇せず、それにもかかわらず翌朝にはその衣類等を脱いで去ってしまったという天文学的に低い確率に依存することになる。このため、あまり現実的とは言えない。

コンビニエンスストアは、旭川市内では、系列店によっては 24 時間営業を行っている店舗も多く、夜間に誰でも利用できる退避先である。ただし、深夜帯に中学生が単独で 14～15 時間もの滞留を行えば、さすがに警察に通報され保護されるであろう。したがって、本人がコンビニエンスストアを退避先としていた場合には、おそらく 30 分～1 時間程度¹⁸の滞留後に他のコンビニエンスストアに移動し、また 30 分～1 時間程度滞留するということを繰り返したのではないかと考えられる。

ここで、考慮しなければならないのは、コンビニエンスストアの店舗密度や位置関係である。旭川市内のコンビニエンスストアの店舗数は多いが、必ずしも近接しているわけではない。また、同じ店舗に何度も退避を行えば、通報の可能性も高まる。このため、他店舗への移動にはある程度の距離を伴うこととなり、1 回の雪道移動で移動時間は概ね 10～40 分程度かかったと考えられる。結果的に、本人は氷点下の気温の中、朝までこうした雪道移動を繰り返したことになる。

当時の気象条件下で、このような屋外移動と屋内退避を頻繁に繰り返せば、外気の寒冷暴露と屋内退避後の保温が、交互にかつ断続的に、全身にかかってしまうため、やはり偶発性低体温症を起こしやすいことに注意が必要である。これが長時間にわたると、深部体温は徐々に低下して、最終的には大きなアフタードロップ（保温時にも体温の低下が止まらず、継続して深部体温が下降し続ける現象）が起こる危険性が高い¹⁹。

すなわち、複数のコンビニエンスストアをはしごすることによる屋内退避は、寒冷暴露からの十分な避難とはなりえないと考えられる。

最後に、本人がかまくらを造り、その中に退避した可能性について検討する。かまくらは、その形状等によっては一定程度の断熱効果をもたらすので、退避先としては 1 つの手段である。

かまくらを造るためには、まず積雪を大量に掘る必要がある。一般に、道内の新雪の雪質であれば、素手でも簡単に掘り進めることができるが、行方不明前日の 2 月 12 日及び当日の 2 月 13 日は降雪が無く、2 日間新雪は積もっていない。さらに、既存の積雪には、時間経過とともに自重沈下による密度の増大が起こっていた。

また、2 月 12 日及び 2 月 13 日は、いずれも日間の最高気温が 0℃を上回り、最低気温が -10℃を下回り、かつ 2 月 12 日については昼間の日照時間が十分に

¹⁸ 複数人数であれば、さらに長時間、通報されずに滞留できる可能性がある。

¹⁹ この段階までくると、保温時であっても体幹から保温して復温を図るなどの慎重な措置を取らないと、生命の危機に瀕する恐れがある。

あるという気象状況²⁰であったことから、積雪は昼間の融解と夜間の凍結を繰り返して硬くなっており²¹、特に積雪表面は比重及び硬度が新雪とは比較にならないほど大きくなっていった。このような雪質の場合には、スコップなどの鋭利で丈夫な道具が無ければ、積雪を掘り進めることはできない。

したがって、道具を持たない体力の無い中学生が、当時の雪質でかまくらを造ることは不可能であり、かまくらを退避先とした可能性は否定される。

以上のことから、2月13日の夜は、「第三者との接触があった場合」には廣瀬爽彩さんは屋内退避によって寒冷暴露から避難した可能性が高いが、「第三者との接触が無かった場合」には寒冷暴露からの避難はほぼ不可能だったとみられる。

この結果から、廣瀬爽彩さんの死亡日時について整理する。

「第三者との接触があった場合」には、2月14日以降も生存できていた可能性があるため、死亡日時は特定できない。

「第三者との接触が無かった場合」には、行方不明当日の夜に死亡したと考えられるため、範囲を最大限にとって推定しても、死亡日時は「2月13日18:00～2月14日8:00」の間であったとみられる。

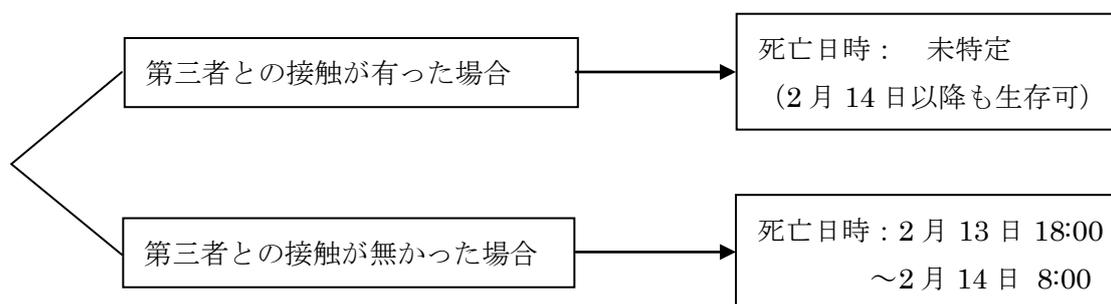


図2. 第三者との接触の有無による死亡日時の特定

²⁰ 気象庁「過去の気象データ」、旭川2021年2月（日ごとの値）。

²¹ 行方不明直後の早い時間帯であれば昼間の融解の影響が残り、素手でも掘り進められるのではないかと想定もなされうるが、2月13日には昼間の日照時間が無かったため、積雪表面は素手で掘り進められるほどの融解状態ではなかったと考えられる。

(4) 「第三者との接触が無かった場合」の矛盾点

ここまで見てきたように、廣瀬爽彩さんの死亡日時及び死亡場所は、「第三者による接触があったか否か」によって大きく異なってくる（表 5）。

表 5. 廣瀬爽彩さんの死亡日時及び死亡場所の推定

第三者との接触があった場合	死亡日時	未特定
	死亡場所	未特定
第三者との接触が無かった場合	死亡日時	2月13日 18:00～2月14日 8:00
	死亡場所	永山中央公園

すなわち、「第三者との接触があった場合」には死亡日時及び死亡場所はいずれも未特定だが、「第三者との接触が無かった場合」には廣瀬爽彩さんは 2021 年 2 月 13 日の夜から 2 月 14 日の朝にかけて永山中央公園で亡くなったと推定される。

ところが、2 月 13 日の夜から 2 月 14 日の朝にかけて永山中央公園で亡くなったと仮定すると、大きな矛盾が生じてしまう。以下、このことについて解説する。

2 月 13 日の夕方から 2 月 14 日の朝にかけては、当時降雪が無かった。その後初めて降雪（みぞれを含む）があったのは、2 月 15 日になってからである。すなわち、2 月 14 日の朝までに廣瀬爽彩さんが亡くなっていたと仮定すると、2 月 15 日にみぞれが降り始める前までは、遺体が降雪で隠れることが無いため、永山中央公園の雪の上に遺体が存在していたことになる。この遺体が 2 月 14 日（日曜日、バレンタインデー）に丸一日、誰にも発見されないということは、極めて考えにくい。

このことを正しく理解するためには、まず、永山中央公園の特徴を把握しておく必要がある。

そもそも、永山中央公園は、旭川市内では有数の大型公園であり、地区公園でありながら、市民のみならず周辺自治体からも利用者が訪れる人気の公園となっている。公園内には、水遊びのできる噴水広場と人工水路、園内が見渡せる小高い丘とアスレチック遊具などがあり、子どもや親子連れに人気がある。一方、樹木は管理棟の近くや敷地周縁部などに散在するのみで、敷地面積のほとんどは芝生におおわれている。その中には、陸上のトラック風の大きな円形遊歩道があり、ジョギング、ウォーキング等のスポーツや、散歩などを楽しむ大人の利用者が多く見られる²²。

次に、冬季に限った公園内の様子や利用状況を見てみよう。永山中央公園は、常磐公園²³などに見られるような園内の大規模除雪が行われる公園ではない²⁴。また、冬季は南東側トイレなどの一部の施設は閉鎖されている。園内には、視界を妨げる構造物や樹木は少なく、広々と見渡せる空間が特徴であるため、冬季の公園内の様子は、ほぼ一面の雪野原状態²⁵となる。このため、冬季の利用はほとんど無いように思われがちであるが、実は夏季よりはずっと少なくなるものの、冬季でも永山中央公園には一定程度の利用者が見られる。

具体的には、子どもたちが雪遊びをしたり、雪合戦をしたり、あるいは丘の斜面を利用してソリすべりを楽しんだり、大人（学生を含む）たちが円形遊歩道の辺りを使って、歩くスキー（クロスカントリーの練習の可能性あり）等のウインタースポーツを楽しんだりしている。こうした中で、一面の雪野原の上には足跡やスキー跡がつき、遊歩道のように自然に人が歩ける跡がつきはじめ、日常的に早朝散歩や犬の散歩²⁶などを行っている人が、冬季にも永山中央公園を利用するかたちになっている。特に、晴れた日には冬でも多くの人が永山中央公園を訪れる。

ただし、降雪量が大きい場合など、荒天の時には人の出入りはほぼ無くなる。このため、2月14日が荒天であったか否かを、気象庁のデータから確認した。

²² このほか、学校への通学等に公園内を横切る人も多く、また、職場の昼休み等に公園を利用する人もいる。

²³ 旭川市で最も歴史のある大型公園で、園内には、美術館、図書館、池、神社、屋外彫刻、句碑などがあるほか、豊かな樹木で公園全体が覆われており、永山中央公園とは対照的に複雑な園内構成となっている。

²⁴ 永山中央公園の除雪は、管理棟やトイレなど屋外施設の屋根の雪降ろしというかたちで、月1回行われる。

²⁵ 旭川市内には、近隣の生活道路の雪を搬入することができる「雪押し場」が設定されている公園もあるが、永山中央公園は「雪押し場」の対象公園ではなく外部からの雪の搬入は認められていないため、広々とした空間がそのまま雪野原となる。

²⁶ 旭川市では、公園内の犬の散歩が認められている。ただし、リードを外してはいけない。

すると、今年のパレンタインデー前後の2月12日から15日朝までの3～4日間はちょうど降雪が無く、特に2月14日の日曜日は強い風も吹いておらず、最高気温が4.8℃²⁷まで上昇し、日照時間は5.7時間²⁸と長く、この時期の旭川においては、いわゆる「お出かけ日和」であったことが明らかとなった²⁹。

この状況下で、2月14日に、雪の上の遺体が発見されないという理論には、かなり無理があると言わざるを得ない。

さらに、永山中央公園には住宅地、学校、官公庁などが隣接しており、近隣住民による公園利用も見られている。実際、3月23日（火曜日）に廣瀬爽彩さんの遺体を発見した人は公園の近くに住んでいる住民の方で、公園を歩いていて遺体の一部が雪の中から現れているのを発見し、警察に通報したとのことである³⁰。遺体の一部しか見えていないのに発見できていることを考えれば、2月14日（日曜日）の天気の良い日に、遺体の全身が雪の上にある状態で発見されないことも考えにくい。

ましてや、2月13日及び14日は、北海道警察による大規模な捜索が行われており、行方不明当日の2月13日にはパトカーによる捜索だけではなく警察犬が投入され、そして、2月14日にはヘリコプターが投入されて上空からの捜索も行われていた³¹。

以上見てきた通り、「第三者との接触が無かった場合」には、2月14日に永山中央公園内に遺体が極めて発見されやすい状態で存在していたと考えられるのにもかかわらず、公園利用者、近隣住民、警察のいずれからその遺体が発見されなかったという矛盾が生じる。

²⁷ 気象庁「過去の気象データ」、旭川2021年2月（日ごとの値）。なお、4.8℃は、2021年2月の月間最高気温である。

²⁸ 気象庁「過去の気象データ」、旭川2021年2月（日ごとの値）。なお、2021年2月における一日当たりの平均日照時間は約2.6時間である。

²⁹ ただし、新型コロナウイルス感染拡大の懸念がある時期であったことから、例年よりは人出が少なかったものと考えられる。

³⁰ 文春オンライン特集班『娘の遺体は凍っていた 旭川女子中学生イジメ凍死事件』、文藝春秋、2021年9月10日

³¹ 文春オンライン特集班『娘の遺体は凍っていた 旭川女子中学生イジメ凍死事件』、文藝春秋、2021年9月10日。ヘリコプターは石狩川などを重点的に捜索していたため、永山中央公園上空を通過していない可能性もあるが、もし通っていれば、永山中央公園は上空からの視線を遮るものはほとんど無く（利用者からは「日影がほとんどない」という声があるほどであった。）かつ公園内の遺体発見箇所は上空からの降雪を遮る場所ではないことが左記出所の記述から分かっているため、2月14日に遺体があればヘリコプターから容易に発見可能な状況であったと考えられる。

(5) 総括

これまでの調査結果及びそれにより表出した矛盾点を踏まえると、現実には「2月14日に永山中央公園に遺体は無かった」と考えるのが自然であり、これに従えば「第三者との接触が無かった場合」という仮定は否定され、「第三者との接触があった場合」という仮定が肯定される。

すなわち、廣瀬爽彩さんは、第三者との接触が無いまま永山中央公園で亡くなったわけではなく、遺体として発見されるまでの間に何らかのかたちで第三者との接触があったことになる。

本調査結果の結論を、以下のように整理する。

廣瀬爽彩さんは、2月13日18:00～2月14日8:00の間、第三者との接触があり、そのことによって屋内退避(または車内退避³²)が可能となったことから、2月14日以降も生存していた。
そして、その後、何らかの理由で亡くなったと考えられる。

³² 行方不明当時のチラシ3種のうちの1つには、「警察犬が永山3条8丁目まで追跡」と記載されている。すなわち、警察犬は途中まで追跡ができていたものの、永山3条8丁目にて追跡ができなくなったことになる。このことから、乗り物によって移動した可能性を考慮し、「車内退避」を付加した。